

中央省庁等改革関係法施行法案（原子力関係）及び
独立行政法人放射線医学総合研究所法案について

平成 1 1 年 1 1 月 2 日
原 子 力 局

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
 - ・別紙 1 参照
2. 原子力損害の賠償に関する法律
 - 原子力損害賠償補償契約に関する法律
 - ・科学技術庁長官名を文部科学大臣名に改める等新たな府省の事務分担に従い、大臣名、府省令名を改める等。
3. 日本原子力研究所
 - ・内閣総理大臣名を文部科学大臣名に改める等新たな府省の事務分担に従い、大臣名を改める。
 - ・原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画を定めるに当たっての原子力委員会の決定の尊重義務規定の削除等。
4. 核燃料サイクル開発機構法
 - ・内閣総理大臣名を主務大臣名（文部科学大臣及び経済産業大臣）に改める等新たな府省の事務分担に従い、大臣名、府省令名を改める等。
5. 独立行政法人放射線医学総合研究所法
 - ・別紙 2 参照

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正のポイント

平成11年10月
科学技術庁
通商産業省

1. 製錬、加工、再処理及び廃棄の業

内閣総理大臣が実施してきた、製錬（通産大臣と共管）、加工、再処理及び廃棄の業についての安全規制は、原子力のエネルギーとしての利用に関係する安全の確保のための規制であるとの観点から、経済産業大臣が行うこととする。

2. 研究開発段階にある原子炉のうち発電の用に供する原子炉

内閣総理大臣が実施してきた研究開発段階にある原子炉についての規制のうち、発電の用に供する原子炉についての安全規制は、原子力のエネルギーとしての利用に関係する安全の確保のための規制であるとの観点から経済産業大臣が行うこととする。

3. 原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者

内閣総理大臣が実施してきた、原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者の免状の交付については、各省設置法の変更を受け、原子炉主任技術者は文部科学大臣及び経済産業大臣の共管とし、核燃料取扱主任者は経済産業大臣の所管とする。

4. 事業所外廃棄

内閣総理大臣が一括して実施してきた、事業所外廃棄の確認については、廃棄物の発生者を規制する省が原則として行うこととし、規制の一貫化を図ることとする。

なお、各省において関係省令を定める場合においては、あらかじめ各大

臣に協議することとする。

また、各章に規定されている外廃棄の基準及び保安のための措置命令の規定を、整理のため、第58条の2にまとめて規定することとする。

5. 事業所外運搬

内閣総理大臣が一括して実施してきた、事業所外運搬（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）の確認については、輸送物の発送者たる事業者を規制する省が原則として行うこととし、規制の一貫化を図ることとする。ただし、運輸大臣が一括して実施してきた、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬についての運搬の方法に関する確認については、国土交通大臣が実施することとする。

なお、各省において関係省令を定める場合においては、あらかじめ各大臣に協議することとする。

6. 保管（受託貯蔵）

内閣総理大臣が一括して実施してきた、核燃料物質の保管に係る規制については、保管の委託者たる事業者を規制する省が原則として行うこととし、規制の一貫化を図ることとする。

なお、各省において関係省令を定める場合においては、あらかじめ各大臣に協議することとする。

7. 処分等についての同意等

原子炉に係る設置許可等の処分を行う場合には、関係大臣に同意を求めることとなっているが、引き続きこの同意を規定することとする。

また、この他に各大臣が規制を行う上で、調整を行う必要がある処分や有益な情報となる処分については協議、通報等が定められているが、引き続きこの協議、通報等を必要に応じて規定することとする。

8. 尊重義務規定

諮問を行う以上行政庁は審議会の答申等を尊重するのは当然であり、尊重義務規定が削除されたとしても法律上その意味するところは変わらないという理由から、行革に際し、すべての尊重義務規定を削除するというのが行革推進本部の方針である。このため、炉規法における尊重義務規定についても、当該方針に従い削除することとする。ただし、許可等を行う場合において原子力 両 委員会の意見を聴かなければならない旨の規定は引き続き存置することとする。

独立行政法人放射線医学総合研究所法案の概要

○法人の名称

独立行政法人放射線医学総合研究所(現機関名:放射線医学総合研究所)

○法人の目的

放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上

○業務範囲

- ・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発
- ・成果の普及及び活用の促進
- ・施設及び設備の共用
- ・研究者及び技術者の養成及び資質の向上 等

○主たる事務所 千葉県

○役員(定数、任期等)

- ・理事長一人、監事二人を置く。理事二人以内を置くことができる。
- ・理事長の任期は中期目標の期間、理事の任期は理事長が決定、監事の任期は二年

○主務大臣等

主務大臣:文部科学大臣、主務省:文部科学省、主務省令:文部科学省令

○その他

- ・当該法人は通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人
- ・資本金は政府から出資があったものとされた金額